

## 「港湾・漁港工事における週休2日工事」Q & A

Q 1 宮崎県における「港湾・漁港工事における週休2日工事」とは、どのようなものでしょうか。

A 1 港湾・漁港工事は、農政水産部（農業農村整備事業）、及び、県土整備部における「週休2日工事」の対象外となっています。

港湾・漁港工事においても建設現場における休日確保の取組を実施することとして、別途、「港湾・漁港工事における週休2日工事」実施要領を定めています。

Q 2 どのような工事が対象となるのでしょうか。

A 2 主たる工種が港湾請負工事積算基準、または、漁港漁場関係工事積算基準を適用して積算した工事については、入札公告及び特記仕様書において、対象である旨を記載します。

Q 3 夏期休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか。

A 3 夏季休暇、年末年始は次の日をいいます。

- ・夏期休暇：土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間
- ・年末年始休暇：土曜日、日曜日、祝日を含む12月下旬から1月上旬の6日間

Q 4 4週8休を前提とした工程を検討するに当たり、対象期間はどのように考えればいいでしょうか。

A 4 対象期間は、別添「4週8休の確認方法（国土交通省HPより一部抜粋）をご覧下さい。

ただし、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。

Q 5 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、「現場閉所」扱いとできますか？

A 5 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいいます。作業する予定日に急な降雨、河川増水等により現場閉所とする場合は、その旨を、事前に監督員に連絡していただき、「現場閉所」扱いとします。

Q 6 現場自体は閉所としたが、現場以外で対象工事に関する立ち会い等の業務を行った場合は現場閉所としてよいでしょうか。

A 6 現場が閉所であれば「現場閉所」扱いとします。

なお、建設工事における就労環境改善を図ることで、建設業の扱い手確保に繋げていくことを目的としておりますので、計画的な休日の設定を行っていただきますようお願いします。

Q 7 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。

A 7 当初の工期は 4 週 8 休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延伸協議を行ってください。

【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のようないくつかの条件など

- ・作業時間の制限を受けることとなった工事
  - ・隣接工区との工程調整が必要となった工事
  - ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合
- など

Q 8 施工途中で週休 2 日の実施が困難となった場合に実施を取りやめることはできるのでしょうか。

A 8 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで監督員へ、取りやめる協議をしてください。

なお、どのような理由であっても、実施できなかつた場合（4 週 8 休未満となった場合）は、労務費、間接工事費、市場単価の補正の対象とはなりません。

Q 9 現場閉所日に現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検を行った場合は、「現場閉所」として計上できるのでしょうか。

A 9 現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検については、保守点検等の現場管理上必要な作業であるため「現場閉所」として計上できます。